

豊橋市消防本部及び豊橋市消防団 PR グッズの 開発企業を募集します



■ 募集テーマ

PR グッズで火災予防！

未来の消防士・消防団に憧れを♪

豊橋市消防本部は、消防本部及び消防団に関するPRと火災予防啓発を促進することを目的に、豊橋市から全国的に発信できる啓発グッズを開発していただける企業を募集します。火災予防、地域のヒーローである消防団員のPRなど、消防について考えてもらったり、子供に対する防火教育をするきっかけとなるような啓発品を待っています！

- 応募対象 豊橋市消防本部及び豊橋市消防団と相互に連携し、市民に対して広くPRをしてくれる企業 詳細は募集要項参照
- 応募方法 応募票の提出 詳細は募集要項参照
- 応募締切 随時募集
- 問合せ先 豊橋市消防本部総務課
(TEL：0532-51-3105 FAX：0532-56-2200)

豊橋市消防本部及び豊橋市消防団 PR グッズの開発企業 募集要項

■ 応募資格

- ・豊橋市内の企業が望ましいですが、他市の企業でも可です。

■ 応募方法

- ・下記応募票を提出してください。

■ 提出先・問合せ先

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町 1 番地 豊橋市役所
豊橋市消防本部総務課
TEL : 0532-51-3105 FAX : 0532-56-2200
E-mail : shobo-somu@city.toyohashi.lg.jp

■ 応募に関する注意事項

(1) PR グッズについて

- ・次の内容に該当する、あるいは該当する恐れがあると判断したものは除外します。
 - ① 公序良俗に反するもの
 - ② 政治目的・宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝または勧誘を意図するもの
 - ③ 個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害するもの
 - ④ その他、不適切な内容、表現が含まれているもの

(2) PR グッズの権利等について

- ・PR グッズに使用する写真やイラストは、著作権処理が必要ないものを使用するか、必要な処理手続きが済んだものを使用してください。
- ・第三者の肖像権（人物、美術品、商標、建築物など）、プライバシーの権利を侵害することのないようにしてください。
- ・万一、応募作品に関して第三者の権利の侵害が認められた場合、応募者本人がその責任を負うこととし、消防本部は一切対応しません。

(3) 協定書の締結について

- ・応募票の提出後、打ち合わせを行い、協力していただく場合は協定書を締結します。
- ※打ち合わせの結果、協力できない場合がございますのでご了承ください。

(4) PR グッズの使用される想定ケース

- ・消防本部及び消防団で開催する各種イベント
- ・防火防災促進、消防団による行事のための啓発品等
- ※PR グッズの販売ロット数を消防本部が確保するものではありません

(5) その他

- ・制作、応募等にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・消防車の写真データの引き渡し、撮影等は協議のうえ協力します。
- ・契約金・委託金等は一切支払いません。
- ・PR グッズを消防広報に使用場合があります。

きりとり

豊橋市消防本部及び豊橋市消防団 PR グッズ開発企業 応募票

PR グッズ について	グッズタイトル			
	商品の形状	例) クッキー、飴玉、ミニカー等		
	作品の解説 (見どころ、意図など)			
応募者 について	応募企業名		担当者名	
	住 所	〒		
	電話番号 (携帯電話も可)	*連絡の取りやすい番号を記入してください。		
	E-mail			

☐ 募集要項の内容を全て確認し、承諾しました。

承諾後、チェック(✓)
をしてください。